

港湾管理分野の取組について

港湾管理分野に関する検討状況とスケジュールについて

- 港湾に関する全ての情報を電子化する「港湾関連データ連携基盤」※のうち、港湾管理分野は「港湾行政手続の電子化」及び「調査・統計業務の効率化」を図るシステムである。
- 令和2年8月の第1回WG以降に実施した全国の港湾管理者及び関係民間事業者に対する調査の結果等をもとに、今般、令和2年度の検討結果として、システムが備えるべき機能の素案をとりまとめた。
- 今後、機能の素案を元に関係者へのヒアリングを進め、令和3年度の上半期を目途にシステムの要件を具体化し、下半期以降にシステムの設計・構築を開始する予定。



○港湾行政手続の電子化

- ・港湾管理者関連の全ての手続を対象とする。
- ・港湾管理者による手続様式の編集機能を備える。
- ・データ活用による作業の簡素化や添付書類の提出が可能とする。
- ・施設の空き状況表示、仮予約、料金表示等の利便性機能を備える。
- ・港湾インフラ分野と連携した機能を提供する。
- ・自宅や外出先等、場所を選ばず利用できるものとする。 等

○調査・統計業務の効率化(電子化)

- ・基幹統計である港湾統計に係る調査等を対象とする。
- ・各港湾管理者による調査票様式の編集機能を備える。
- ・手続データの活用により、調査票への入力作業を軽減可能とする。
- ・調査票情報の精査や統計の作成作業を省力化、自動化する。
- ・調査票/集計表データを一定期間保管し、出力可能とする。
- ・独自の集計システムとの連携を図る。 等

2020年度
(基本仕様の検討)

2021年度
(要件の具体化、設計・構築等)

2022年度
(設計・構築等)

全体像の提示

実態把握調査
アンケート調査

調査結果概要

集計精査

機能の素案

システムの要件検討

機能の素案を元に関係者にヒアリングを実施

要件の具体化

システムの設計・構築・テスト

・要件検討の結果をもとにシステムを構築
・デモ版の作成等により関係者の意見を反映

稼働

※令和2年度時点における機能の素案であり、今後、関係者へのヒアリング等をもとに精査・調整を行う。

港湾行政手続(港湾管理者関連手続)の電子化機能の素案

- 港湾行政手続のうち、入出港届や係留施設使用許可申請等については、NACCS(旧港湾EDIシステム)により電子申請が可能となっているものの、利便性等の観点から、依然として紙ベースで手続を行うケースが存在。
- 行政サービスの質の向上や新型コロナウイルス感染症対策などの観点から、我が国全体で行政のデジタル化を推進することが重要である。全ての港湾行政手続の電子化を図るため、NACCSと一体となって、システムの対象手続の拡大及びシステムの利便性の向上の両方を達成することが必要である。

現行NACCS(第6次)

港湾関連データ連携基盤の取組

次期NACCS(第7次)

NACCS対象手続(紙手続も依然存在)

船舶入出港関連	入出港届 入港料減免・還付申請
船舶動静関連	船舶運航動静通知
港湾施設関連	係留施設使用許可申請 海側施設(船舶給水施設、船舶廃油処理施設、ひき船、渡船橋)使用許可申請 陸側施設(荷役機械、上屋、荷さばき地・野積み場、コンテナ用電源)使用許可申請

NACCS対象外手続(紙手続)

港湾施設関連	水域施設(泊地、船溜まり)使用許可申請、臨港交通施設(駐車施設、運河、道路等)使用許可申請、港湾厚生施設使用許可申請、港湾管理施設(事務所、管理棟等)使用許可申請 等
港湾区域関連	水域・公共空地占用申請、土石・土砂採取申請 等
臨港地区関連	臨港地区内の行為の届出、臨港地区内の構築物建設の申請 等
その他	使用料・占用料関連手続、工作物設置関連手続、港湾環境整備負担金関連手続、埋立等関連手続 等

(NACCSと一体となった取組)

【システムの対象手続の拡大】

- システムの対象を現状のNACCS対象外手続まで拡張し、全ての港湾行政手続を電子化する。
- 民間事業者による申請・届出に加え、当該申請等に対する港湾管理者による処分・受理の通知も対象とする。
- システム上の手続様式の項目については、各港湾管理者が個別に編集・設定可能とする。
- 港湾管理者と国土交通省港湾局との間における手続も対象とする。
- 添付書類データの提出を円滑にシステム上で実施できるものとする。

【システムの利便性の向上】

- 申請にあたり過去の申請データを活用することが可能とする。
- 対象施設の空き状況等を表示可能とする。
- 対象施設の仮予約や港湾管理者による自動応答が可能とする。
- 対象施設の使用実績を入力可能とする。また、当該情報等から施設の利用料金を算出し、申請者に表示可能とする。
- 港湾関連データ連携基盤(港湾インフラ分野)における港湾・施設情報や位置図、区域図等の地図情報との連携を図る。
- 蓄積されたデータを集計・加工し、統計データとして出力可能とする。
- 自宅や外出先等、場所を選ばず利用できるシステムとする。
- 会員登録手続や操作、画面レイアウト等について、システムに不慣れな者、利用頻度の少ない者にも配慮する。システム補助機能を充実する。
- 各港湾における独自のシステムとの連携を図る。
- 港湾に関連する民間のサービス/アプリケーションとの連携を図る。

【システム更改】

- 第7次NACCSについては、2021年度よりシステムの開発を開始し、2025年度の第3四半期以降、システムを稼働予定。
- 港湾関連データ連携基盤の取組については、このNACCSの更改に関する取組と調整を図り、一部は第7次への更改時に反映することを検討。
- 今後、NACCSセンター等の関係者と調整を行い、具体的内容についての検討を実施。

港湾行政手続の電子化の方向性(機能の場合分け)

- 港湾行政手続の電子化にあたり、対象港湾管理者数や年間件数などの条件により、システム上の機能の場合分けを行う。
- 一例として、港湾行政手続の体系整理の結果をもとに、法規定の手続や一定以上の対象港湾管理者数・年間件数を有する手続を個別業務として、それ以外を汎用業務として構築する場合について以下のとおり区分した。
- 今後、関係者へのヒアリングを行い、具体について精査する予定。

条件

■ 個別業務として構築

- ・港湾法で定められている全港湾管理者を対象とする手続
- ・10以上の港湾管理者が対象かつ100件／年以上の手続

■ 汎用業務として構築

- ・個別業務の対象手続以外の手続

個別業務として構築

港湾法で定められている手続

【全港湾管理者対象】

- 港湾区域内の水域又は公共空地(港湾区域内水域等)の占用、港湾区域内水域等における土砂の採取等
(港湾法37条関係の手続)
- 臨港地区内における行為に関する届出、臨港地区内における構築物建設に関する申請等
(港湾法第38条の2関係の手続)

対象港湾管理者数の多い手続 (10港湾管理者以上)

- 港湾施設(共通)使用申請
- 港湾施設(目的外)使用申請
- 港湾施設占用許可申請
- 工作物設置許可申請
- 工事しゅん工、着手、完了届
- 港湾施設行為申請

件数の多い手続 (100件／年以上)

- 普通財産(借受・貸付・返還)申請
- 会議室等使用申請
- ・
- ・
- ・
- ・

汎用業務として構築

件数の少ない手続 対象港湾管理者数の少ない手続

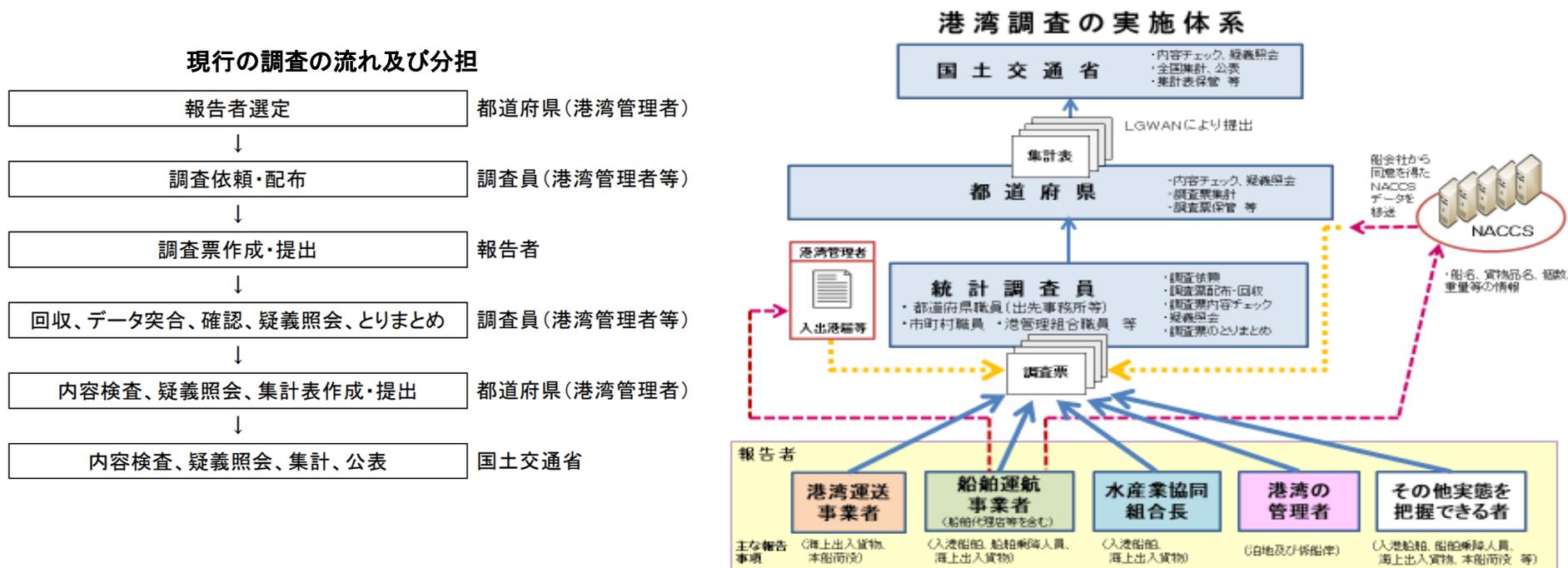
- くん蒸施設使用申請
- 港湾施設(滅失・損傷)等届
- ・
- ・
- ・
- ・

調査・統計業務の効率化機能の検討について

- 調査・統計業務について、関係者の作業負担の軽減及び統計の早期公表を図るため、港湾関連データ連携基盤において、一連の作業の電子化など、業務の効率化に向けた機能を構築することを検討。
- 特に、基幹統計である港湾統計に係る調査は、報告者からの調査票の提出について、全報告者(約5,500者)のうち約4割が電子メール、残りが紙、FAXによるものとなっている(令和元年実績)こと、及び令和2年度に実施した全港湾管理者に対するアンケート調査の結果、システム化のニーズが多かったことから、報告者・港湾管理者等の負担軽減や統計作成の簡素・効率化、統計の早期公表に資する様に、今後のシステム構築を図る。

■ 現行の調査の流れ及び実施体系(港湾調査)

⇒現状、港湾調査については、船社・代理店や港運事業者等の報告者から提出された調査票について、都道府県・統計調査員(港湾管理者が担当ことが多い)が精査・集計し、集計表としてとりまとめ国土交通省に提出し、国土交通省が精査のうえ、港湾統計(月報・年報)としてとりまとめ、公表している。



調査・統計業務の効率化機能の概要

○港湾関連データ連携基盤における調査・統計業務の効率化機能の概要について、これまでの港湾管理者へのアンケートの結果等をもとに以下のとおりとりまとめた。

(1)対象業務について

- 統計法に基づく港湾調査 等

(2)想定利用者

- 国土交通省
- 都道府県(市町村)
- 統計調査員
- 報告者

(3)機能の素案

(調査票の作成・提出の効率化)

- システム上の調査票の一部の項目について、港湾管理者等が個別に編集・設定可能とする。
- 報告者は、調査票の記入及び提出をオンラインで実施可能とする。
- NACCS及び港湾関連データ連携基盤が保有する手続データの活用・反映により、報告者による調査票の入力作業を軽減可能とする。

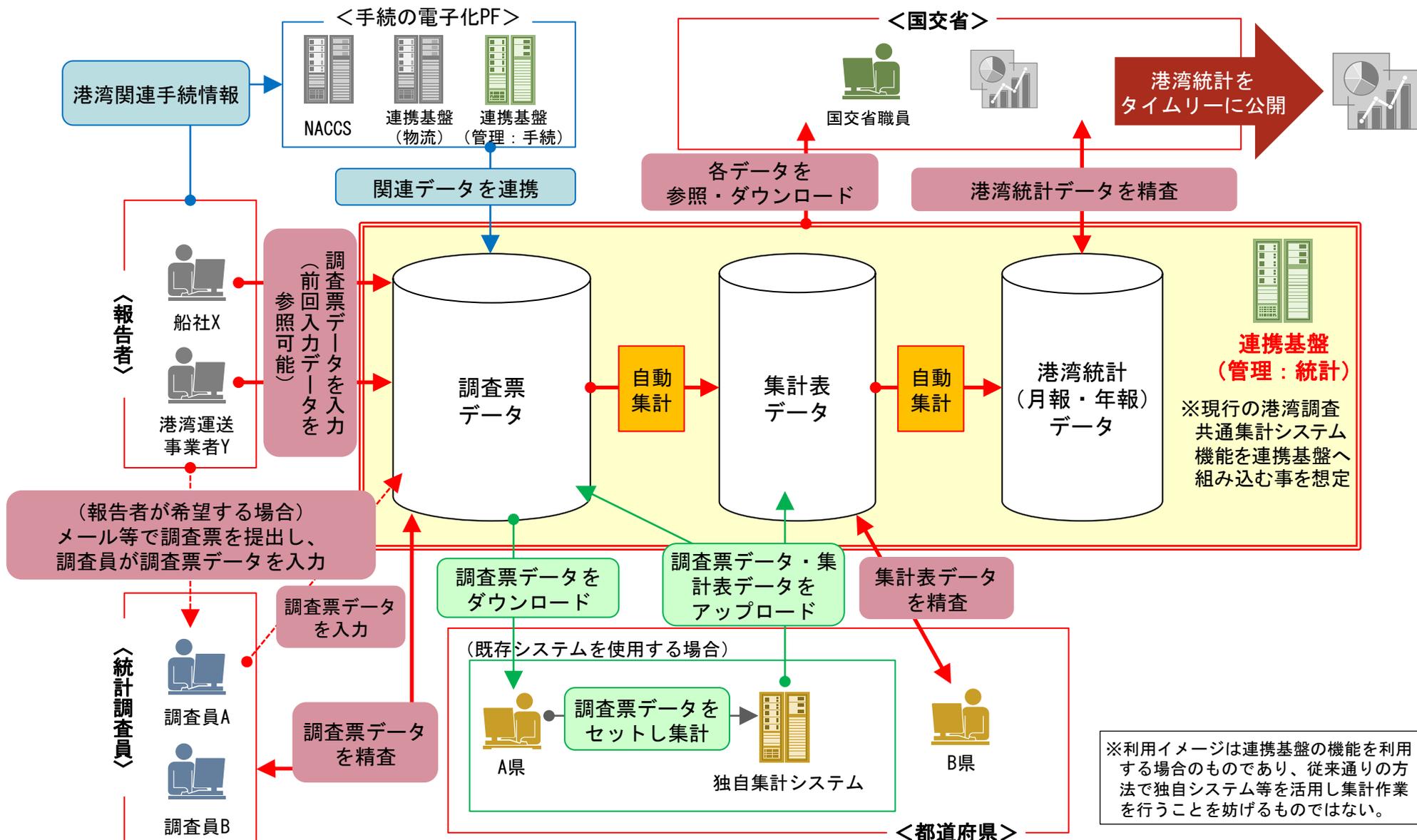
(集計表・港湾統計の作成の効率化等)

- 調査票の精査作業及び集計表の作成作業を効率化・自動化する。
- 集計表の精査作業及び港湾統計の作成作業を効率化・自動化する。
- 調査票及び集計表のデータを一定期間サーバ上に保管し、出力可能とする。
- 各港湾における独自の集計システムとの連携を図る。

(4)期待される効果

- 調査票、集計表及び港湾統計の作成に係る関係者の作業負担の軽減が図られる。
- 統計作成に係る進行管理の高度化、迅速化により、統計の早期公表が図られる。
- 柔軟なデータ出力を可能とすることで、国や港湾管理者における各種施策への一層の活用が図られる。

調査・統計業務の効率化機能の素案(利用イメージ)



※令和2年度時点における機能の素案であり、今後、関係者へのヒアリング等をもとに精査・調整を行う。

今後の方針について(全体まとめ)

- 令和2年度において検討した機能の素案をもとに、今後、港湾管理者や関係民間事業者へのヒアリングを行い、港湾行政手続及び調査・統計業務の双方について、全体の業務フローや現場の作業内容・課題等を明らかにしたうえで、システムの業務範囲や機能の深堀を行う(要件の具体化)。
- 当該結果を元に、令和3年度の下半期以降にシステムの設計・構築等を行う予定。

◆要件の具体化に向けたヒアリング事項案(令和3年度上半期目途)

- 機能の素案に関する意見
- 全体の業務フロー及び具体の作業内容・課題
- その他港湾関連データ連携基盤に実装すべき機能
- 港湾独自システムの概要及び港湾関連データ連携基盤との関係性 等

◆令和3年度下半期以降の取組・検討事項

- システムの設計・構築・テスト
- デモンストレーションの実施・意見反映
- 利用料金の検討
- 利用規約及び登録方法の検討
- 港湾独自システム、社内システムとの連携に係る仕様の検討・公開 等

⇒要件の具体化やシステムの設計・構築の進捗状況を踏まえ、令和3年度において、計2回程度(秋頃及び年度末頃を想定)、WGを開催予定。